

市民交通傷害保険のしくみ



市民交通傷害保険のしくみ

市や町ぐるみで住民を交通安全にするため、市民交通傷害保険のしくみ

事故が起きたら、市民交通傷害保険のしくみ

市や町ぐるみで住民を交通安全にするため、市民交通傷害保険のしくみ

市もこの「市民交通傷害保険」制度（損保方式）を採用し、実施するよう検討を加えています。そこでこの「交通傷害保険」のしくみなどについてのべてみましょう。

福祉増進のために

昨年、一カ年の交通事故の死者は一万三千六百人で、二番目に、負傷者は六十四万人と史上最高を記録しています。これは自動車台数の増加によって、都市の交通ラッシュは一層きびしいものとなり、ひいては農村地帯における交通量も目に見えて増え、事故は全国的に波及しています。

このような交通事故の激増に備えて、地方自治体では住民の生活

安定と福祉増進のため、被害者救済対策を真剣に考えており、こうした自治体の救済対策に協力するためにつくられたのが、損害保険業界の始めに「市民交通傷害保険」で、昨年十月末の加入者は三十三万人に達しています。

市民交通傷害保険の特徴は交通事故から被害者を守るため、その防備策を市や町ぐるみで実施しようというところにあり、したがって、保険のしくみ、内容ともすべて加入者に有利な条件がとりそろえられています。

加入は簡単

市民の生活安定と福祉の増進をはかることが、市民交通傷害保険の目的であるため、

▽ だれもが気軽に加入でき、手続きも簡単です。

▽ 契約期間は、四月一日から翌年三月三十一日までの一カ年で年度途中の加入もできます。

▽ 加入者の資格  
原則として市の住民であれば、年令に関係なくなたでも加入できます。

▽ 保険料（掛け金）  
一人につき三百六十円（二年分）、一日一円の割りです。

中途加入は、一カ月三十円。一人一口しか加入できません。

▽ 支払われる保険金  
万一のとき支払われる保険金は、

▽ 死亡のときは、五十万円  
▽ ケガをして医師の治療をうけたときは

治療の期間	保険金
6カ月以上	10万円
3カ月以上未だ上	5万円
13カ月以上未だ上	2万円
13カ月以上未だ上	5千円
1週未満	2千円

補償される事故

補償される事故は、自動車、モーターバイク、自転車、トロリーバス、荷車などの乗り物に乗って衝突したり、つい落したり、てんぷくしたとき、また、歩いてこれからの乗り物にはねられたり、ひかれたりしたときの事故などです。

事故発生のおときは

事故の査定は保険会社が行ないます。保険金の請求や支払い業務は原則として市の窓口を通じて行なわれます。もし、遠方で事故にあつて、その地で治療を受けたときも、もよりの損害保険会社内の交通事故相談所で請求書用紙をもらうことができます。

窓口が協力するので、万一の場合も安心できます。

このほか、直営方式では電車、自動車による事故は補償しませんが、損保方式では一人年六十円の割増保険料を支払えば引き受けてくれます。

なお保険取り扱ひ事務費として保険料の十割が市に還元されます。また、剰余金があれば、その利益は危険準備金に積み立て、保険料の引き下げに向けられるなど損保方式は市や市民に有利にできています。

保険料の

十割は市へ還元

市民交通傷害保険（損保方式）は各自自治体と損害保険業界とタイアップによるものですがこれとは別に市などで実施している市独自の交通災害共済制度（直営方式）や神戸市などの生活協同組合方式などもあります、いづれも交通災害から市民を守ろうという意味では損保方式と同じです。

しかし、事故が多発したり、大事故が発生したり、加入者が思うように集まらないときはた

で収支が計られ、いかなる場合でも市の財政に圧迫を加えることはありません。そのうえ事故が発生したときの査定処理や支払い、全国の損害保険会社の